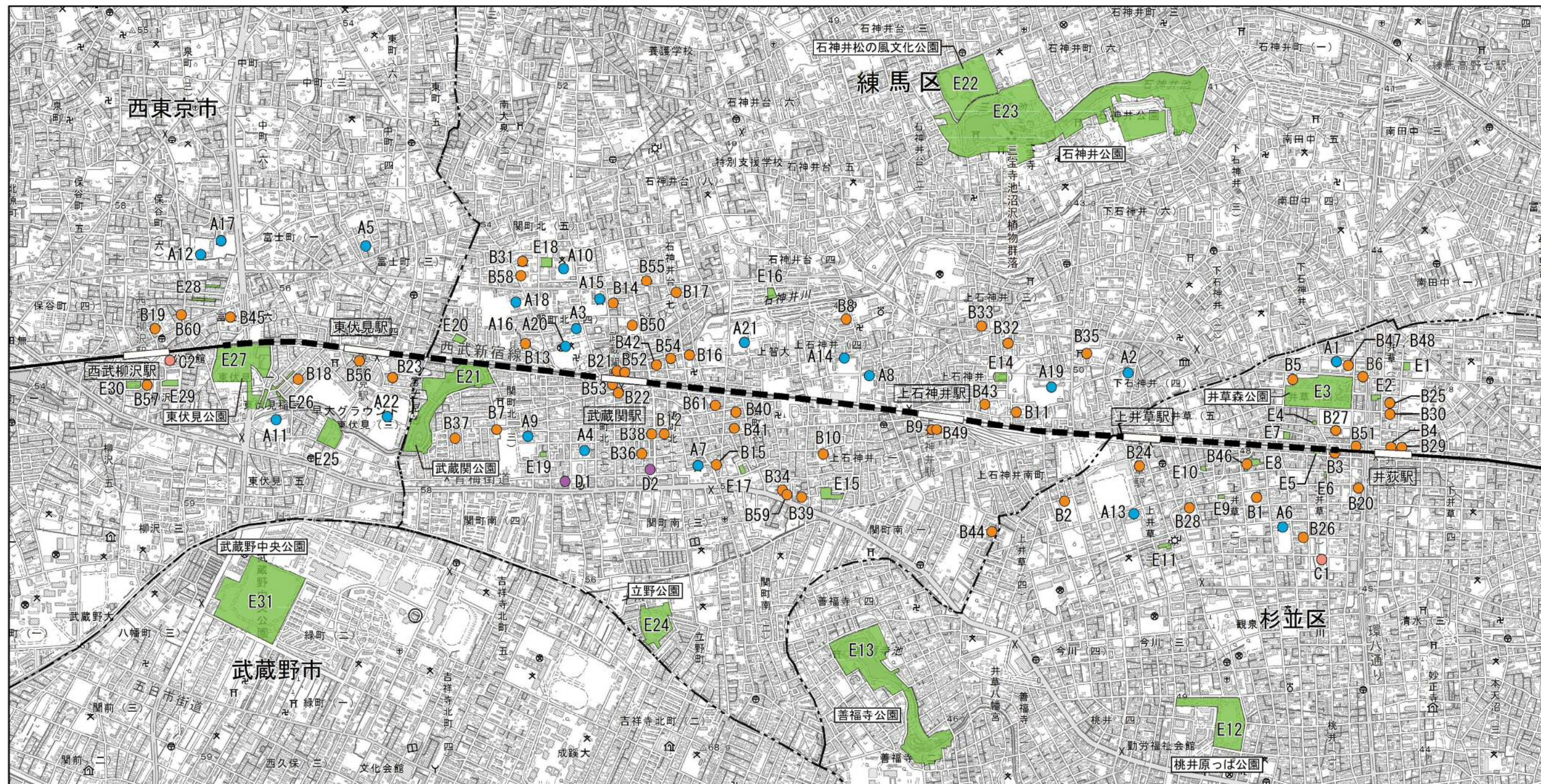




凡例

- | | | | |
|--|------|--|------|
| | 駅 | | 教育施設 |
| | 事業区間 | | 福祉施設 |
| | 現在線 | | 図書館 |
| | 区市界 | | 医療施設 |
| | | | 都市公園 |

※ 番号は、表 8.1.1-12(1)～(6) 中の番号と対比する。

出典：「私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の一覧（平成31年4月現在）」（令和元年10月 東京都生活文化局ウェブサイト）
「令和元年度 東京都公立学校一覧（令和元年10月現在）」（令和元年10月 東京都教育委員会ウェブサイト）
「教育」（令和元年10月 文部科学省ウェブサイト）
「施設案内（私立幼稚園・区立保育園・認証保育所・私立保育園）」（令和元年10月 杉並区ウェブサイト）
「施設案内（区立幼稚園・私立幼稚園・認可保育園・認証保育所）」（令和元年10月 練馬区ウェブサイト）
「子育て・教育（私立幼稚園・認可保育園一覧・認可外保育施設）」（令和元年10月 西東京市ウェブサイト）
「社会福祉施設等一覧（令和元年5月現在）」（令和元年10月 東京都福祉保健局ウェブサイト）
「都内公立図書館一覧」（令和元年10月 東京都立図書館ウェブサイト）
「医療機関名簿 平成30年」（平成30年 東京都福祉保健局）
「東京都の公園緑地マップ2019」（平成31年3月 東京都建設局）
「施設案内（区立公園・都立公園・いこいの森）（平成27年12月現在）」（令和元年10月 杉並区ウェブサイト）
「練馬区都市計画情報システム」（令和元年10月 練馬区ウェブサイト）
「地図情報ねりマップ」（令和元年10月 練馬区ウェブサイト）
「施設案内（公園・緑地）」（令和元年10月 西東京市ウェブサイト）

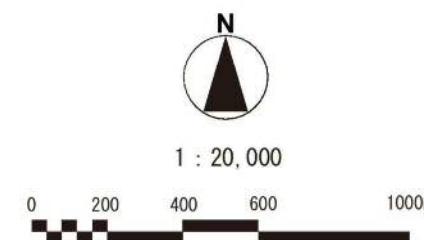


図 8.1.1-4 事業区間周辺の公共施設の状況

ウ 発生源の状況

事業区間の主な発生源は、西武新宿線のほか、図 6.3.1-2（35 ページ参照）に示すとおり、環状 8 号線、東京所沢線（青梅街道）、杉並田無線（新青梅街道）、杉並あきる野線（五日市街道）等の自動車交通が挙げられる。

エ 列車本数の状況

現在線の列車本数等は、表 6.3.2-1（36 ページ参照）に示すとおりである。井荻駅から上石神井駅までの間で 636 本/日、上石神井駅から西武柳沢駅までの間で 610 本/日である。工事の完了後は、現在の運行本数と同じとする予定である。

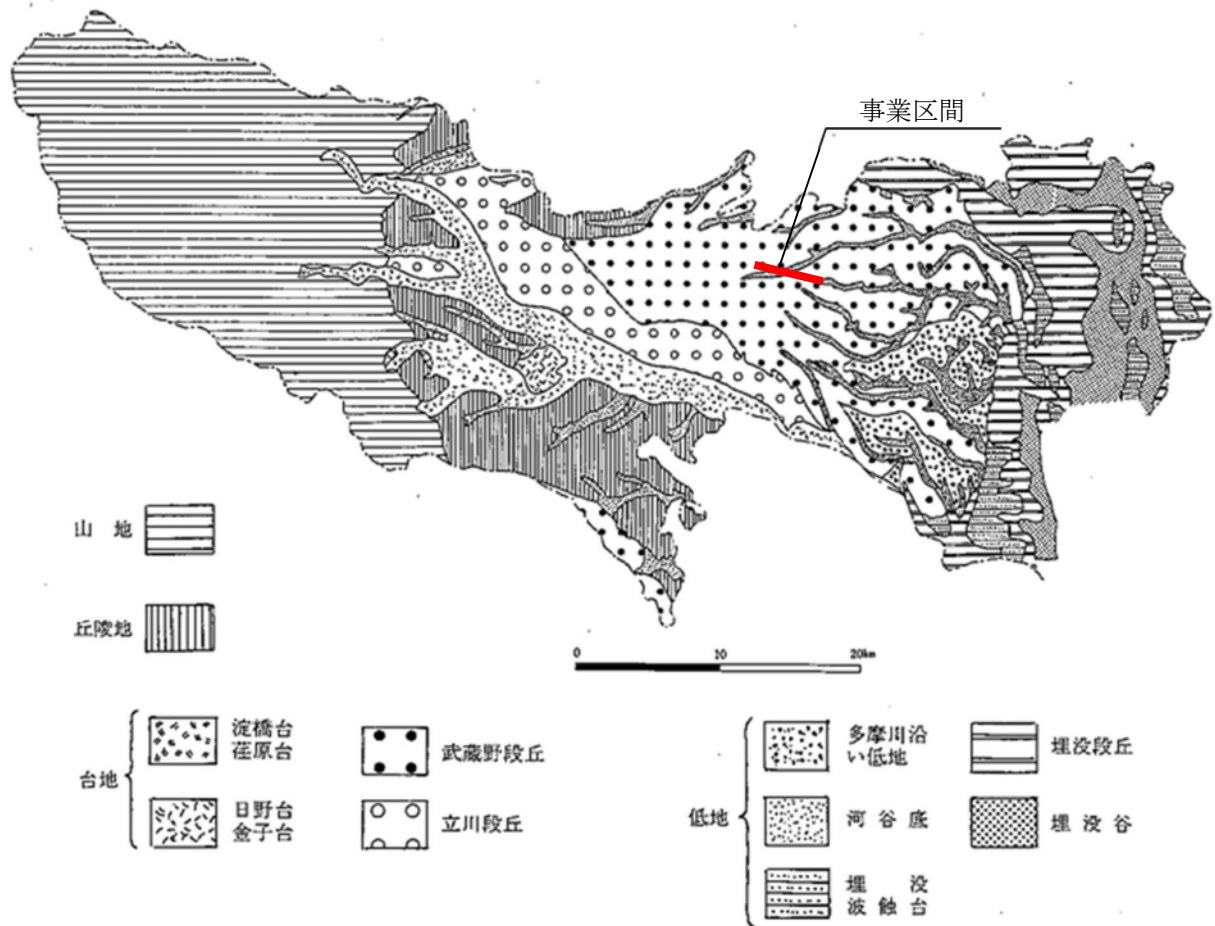
オ 地盤及び地形の状況

事業区間周辺の地形分類図は、図 8.1.1-5 に示すとおりである。

事業区間周辺の地形は、武蔵野段丘を主体とし、交差する石神井川によって形成された河谷底が武蔵関駅から東伏見駅にかけて路線に沿うように分布している。また、井荻駅から上井草駅までにかけても同様に河谷底が形成されている。

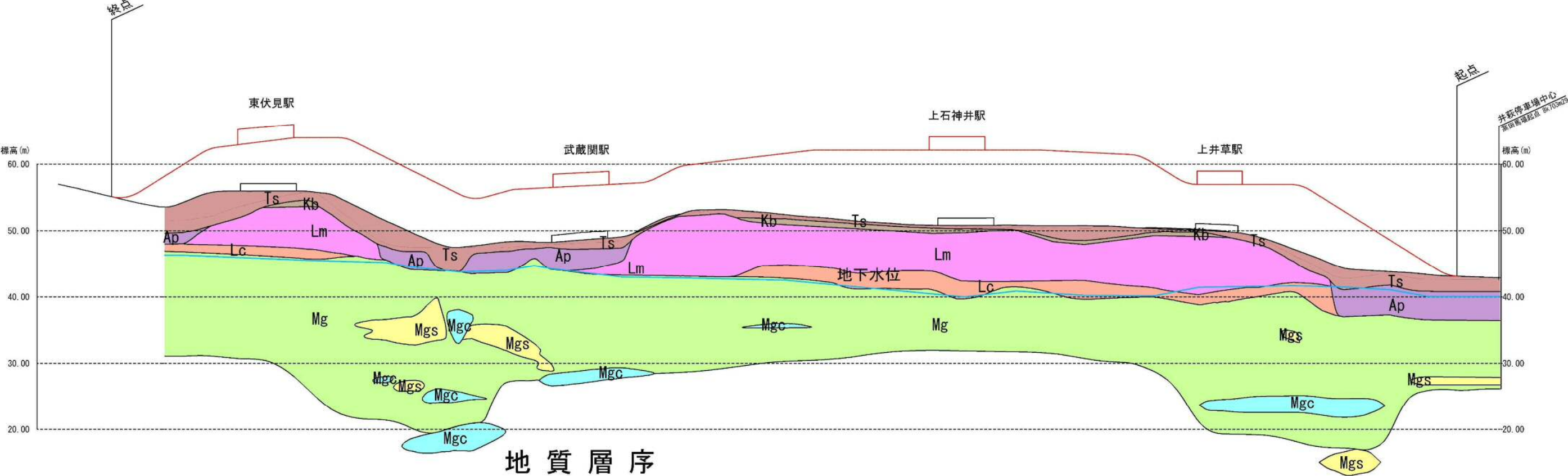
事業区間周辺の地質縦断図は図 8.1.1-6 に示すとおりである。

「西武鉄道新宿線（井荻駅～東伏見駅付近）連続立体交差事業調査（平成 23 年度）土質調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都）及び「新宿線井荻～東伏見駅付近連続立体交差事業に伴う概略設計（その 2）地質調査報告書」（平成 30 年 3 月 東京都）によると、事業区間周辺は、表層及び関東ローム層の下層に砂礫層が分布している。また、起点付近や武蔵関駅付近に有機質シルト及び腐植土の沖積層が分布している。



出典：「東京都総合地盤図（Ⅱ）山の手・北多摩地区」（平成2年3月 東京都土木技術研究所）

図 8.1.1-5 事業区間周辺の地形分類図



地質層序

地質時代		地層区分		記号	N値	記 事
第 四 紀	—	表層	表 土 盛 土	Ts	—	公園・宅地及び駐輪場造成による表土・埋土 石神井川河川工事、道路敷設工事による埋土 ガラ・礫等混入する黒ボク・ロームの混合土
			黒ボク	Kb	2 (2)	旧表土 H22調査箇所では砂質を呈する。 今年度調査箇所では砂質分を含まずわずかに粘性を伴う
	完 新 世	沖積層	有機質シルト 腐植土	Ap	0～2 (2～9)	旧妙正寺川や石神井川により開析された沖積低地。 H23-上石-1, -2では旧妙正寺川旧河道の湿地部にあたり、 腐植物を多く混入し、所々腐敗臭を伴う
	更 新 世	関東 ローム層	ローム	Lm	2～7 (2～9)	火山灰よりなる均質なローム 全体にスコリア・炭化物を混入する
			凝灰質粘土 砂質シルト 粘土質ローム 砂質粘土 礫混じり粘土	Lc	2～8 (3～5)	炭化物・浮石・軽石を混入する粘性土 全体的に灰色や淡褐色の明るい色調である 一部で暗灰色を示す部分もある
			砂 礫 粘土混じり砂礫	Mg	11～50以上 (20～50以上)	調査地全域に分布する支持地盤となる砂礫層 平均φ2～60mm程度の亜円礫・亜角礫が主体 最大φ60～80mm程度の転石あり マトリックスは粘性土、砂で、所々混合土
			シルト質細砂 礫混じり砂 礫・粘土混じり 細砂	Mgs	4～50以上 (18～50以上)	砂礫層中に挟在する砂質土 H22-上石-1, -10, 上石-7～9, 11で確認される。 石神井川沿いのポイントで深度は、概ね11.5～16mで H23-上石-7では18～19.6mとやや深い
		武蔵野 礫層	礫混じり粘土 固結砂質シルト 固結シルト	Mgc	19～50以上 (8～50以上)	砂礫層中に挟在する粘性土。 H22-上石-7, -9, H23-上石-7, -10, -11で確認される。 良く締まっており、N値は50以上である

凡例



出典：「西武鉄道新宿線（井荻駅～東伏見駅付近）連続立体交差事業調査（平成 23 年度）土質調査報告書」（平成 24 年 3 月 東京都）
「新宿線井荻～東伏見駅付近連続立体交差事業に伴う概略設計（その 2）地質調査報告書」（平成 30 年 3 月 東京都）

図 8.1.1-6 地質縦断面図

カ 法令による基準等

(7) 騒音

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく、「騒音に係る環境基準」は、表 8.1.1-13(1)～(3)に示すとおりである。

鉄道騒音に関するものとしては、表 8.1.1-15 に示す「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」がある。

建設作業に関するものとしては、表 8.1.1-16 に示す「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び表 8.1.1-17 に示す「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」がある。

表 8.1.1-13(1) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（杉並区）
 （平成 24 年杉並区告示第 361 号）
 単位：dB

地域 類型	当てはめる地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先、水面	一般の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する 地域	65 以下	60 以下

※ 1 地域類型について

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※ 2 この基準は、航空騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 3 幹線道路近接空間に関する特例について

幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 8.1.1-13(1)にかかわらず特例として表 8.1.1-14
 のとおりとする。

※ 4 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-13(2) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（練馬区）
 （平成 30 年練馬区告示第 116 号）
 単位：dB

地域 類型	当てはめる地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する 地域	65 以下	60 以下

※ 1 地域類型について

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※ 2 この基準は、航空騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 3 幹線道路近接空間に関する特例について

幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 8.1.1-13(2)にかかわらず特例として表 8.1.1-14
 のとおりとする。

※ 4 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-13(3) 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準（西東京市）
（平成 24 年西東京市告示第 74 号）

単位：dB

地域 類型	当てはめる地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
A	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 1 項から第 4 項までに定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	同法第 9 条第 5 項から第 7 項までに定められた第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	一般の地域	55 以下	45 以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	同法第 9 条第 8 項から第 11 項までに定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	一般の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

※ 1 地域類型について

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※ 2 この基準は、航空騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 3 幹線道路近接空間に関する特例について

幹線交通を担う道路に近接する空間については、表 8.1.1-13(3)にかかわらず特例として表 8.1.1-14 のとおりとする。

※ 4 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-14 幹線道路近接空間に関する特例

単位：dB

昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
70 以下	65 以下

・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を示す。

・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・ 2 車線以下の車線を有する道路 15m

・ 2 車線以上の車線を有する道路 20m

※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあつては 45 dB 以下、夜間にあつては 40 dB 以下）によることができる。

表 8.1.1-15 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

新 線	等価騒音レベル (L_{Aeq}) として、昼間（7 時～22 時）については 60 dB 以下、夜間（22 時～翌日 7 時）については 55 dB 以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

※ 1 「新線」とは、鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 法律第 92 号）第 8 条又は軌道法（大正 10 年 4 月 法律第 76 号）第 5 条の工事の施行認可を受けて工事を施行する区間をいう。

※ 2 「大規模改良線」とは、複線化、複々線化、道路との連続立体交差化又はこれに準ずる立体交差化を行うため、鉄道事業法第 12 条の鉄道施設の変更認可又は軌道法施行規則（大正 12 年 12 月 内務・鉄道省令）第 11 条の線路及び工事方法書の記載事項変更認可を受けて工事を施行する区間をいう。

※ 3 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8. 1. 1-16 騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音の規制に関する基準

基準の内容 建設作業の種類	敷地境界 における 音量 (dB)	作業時間		1 日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・休日 における作業
		1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	
一 くい打機(もんけんを除く。)、くい 抜機又はくい打くい抜機(圧入式く い打くい抜機を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと併 用する作業を除く。)	85	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日以内	6 日以内	禁止
二 びょう打機を使用する作業								
三 さく岩機を使用する作業(作業地点 が連続的に移動する作業にあって は、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えな い作業に限る。)								
四 空気圧縮機(電動機以外の原動機を 用いるものであって、その原動機の 定格出力が 15kW 以上のものに限 る。)を使用する作業(さく岩機の動 力として使用する作業を除く。)								
五 コンクリートプラント(混練機の混 練容量が 0.45m ³ 以上のものに限 る。)又はアスファルトプラント(混 練機の混練重量が 200kg 以上のもの に限る。)を設けて行う作業(モルタル を製造するためにコンクリートプ ラントを設けて行う作業を除く。)								
六 バックホウ(一定の限度を超える大 きさの騒音を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除き、原 動機の定格出力が 80kW 以上のもの に限る。)を使用する作業								
七 トラクターショベル(一定の限度を を超える大きさの騒音を発生しないも のとして環境大臣が指定するものを 除き、原動機の定格出力が 70kW 以上 のものに限る。)を使用する作業								
八 ブルドーザー(一定の限度を超える 大きさの騒音を発生しないものとし て環境大臣が指定するものを除き、 原動機の定格出力が 40kW 以上のも のに限る。)を使用する作業								
適用除外項目		①②③④		①②		①②		①② ③④⑤
①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合								

- ※1 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定めら
れていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、
特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域
- ※2 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人
ホームの敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く区域
- ※3 基準値を越える騒音を発生する特定建設作業について、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合、1 日における
作業時間を、1号区域にあっては 10 時間未満 4 時間以上、2号区域にあっては 14 時間未満 4 時間以上の間において短縮
させることができる。
- ※4 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合にはこの基準は適用しない。
- ※5 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-17 環境確保条例に基づく指定建設作業に係る騒音の勧告基準

指定建設作業	敷地境界における音量 (dB)	作業時間		1 日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・休日における作業
		1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機若しくはくい打くい抜機(加圧式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業又はせん孔機を使用するくい打設作業 びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業(※1) ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1) 振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動プレート、振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業(※1) コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)又はコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業(※3) 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上作業(さく岩機を使用する作業を除く。) 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(※2)	80	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日以内	6 日以内	禁止
適用除外項目	85	①②③④		①②				①②③ ④⑤
①災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づく道路の占用の許可及び同法の規定に基づく協議において、この表各号の定めと異なる条件が付された場合並びに道路交通法の規定に基づく道路の使用の許可及び同法の規定に基づく協議において、この表各号の定めと異なる条件が付された場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であって、当該指定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ、当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であって、周囲の状況等から知事が当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合								

- ※1 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域
- ※2 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以外の区域
- ※3 (*1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
- ※4 (*2) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
- ※5 (*3) 当該指定建設作業の場所の周辺の道路につき、道路交通法に規定する交通規制が行われている場合におけるコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業に係る騒音に関しては、「午前 7 時から午後 7 時まで」を「午前 7 時から午後 9 時まで」、「午前 6 時から午後 10 時まで」を「午前 6 時から午後 11 時まで」として適用する。
- ※6 は、本事業において該当する箇所を示す。

(イ) 振動

「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」は表 8.1.1-18 に示しておりである。

建設作業に関するものとしては、表 8.1.1-19 に示す「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく「特定建設作業の振動の規制に関する基準」及び表 8.1.1-20 に示す「環境確保条例」に基づく「指定建設作業に係る振動の勧告基準」がある。

表 8.1.1-18 環境確保条例に基づく日常生活等に適用する振動の規制基準

単位：dB

種別	区域の区分	時間の区分		敷地境界線における振動の大きさ
	該当地域			
第 1 種 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 無指定地域(第 2 種区域に該当する区域を除く)	昼間	午前 8 時 ～ 午後 7 時	60
		夜間	午後 7 時 ～ 翌日午前 8 時	55
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 前各号に掲げる地域に接する地先及び水面	昼間	午前 8 時 ～ 午後 8 時	65
		夜間	午後 8 時 ～ 翌日午前 8 時	60

※ 1 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該値から 5 dB を減じた値とする。

※ 2 無指定地域とは、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）による用途地域が定められていない地域をいう。

※ 3  は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-19 振動規制法に基づく特定建設作業の振動の規制に関する基準

基準の内容 建設作業の種類	敷地境界に おける振動 (dB)	作業時間		1 日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・休日 における作業
		1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	
一 くい打機（もんけん及び圧入式 くい打機を除く。）、くい抜機（油 圧式くい抜機を除く。）又はくい 打くい抜機（圧入式くい打くい 抜機を除く。）を使用する作業	75	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日以内	6 日以内	禁止
二 鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業								
三 舗装版破砕機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する 作業にあっては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50mを超えない作業に限 る。）								
四 ブレーカー（手持式のものを除 く。）を使用する作業（作業地点 が連続的に移動する作業にあって は、1 日における当該作業に係 る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）								
適用除外項目		①②③④		①②		①②		①② ③④⑤

- ①災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため夜間（休日）において当該特定建設作業を行う必要がある場合
 ④道路法の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間（休日）に行うべき旨の条件が付された場合及び同法の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合
 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

- ※1 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以内の区域
 ※2 2号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね80m以外の区域
 ※3 基準値を越える振動を発生する特定建設作業について、周辺的生活環境が著しく損なわれると認める場合、1日における作業時間を、1号区域にあっては10時間未満4時間以上、2号区域にあっては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。
 ※4 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合には、この基準は適用しない。
 ※5 は、本事業において該当する箇所を示す。

表 8.1.1-20 環境確保条例に基づく指定建設作業に係る振動の勧告基準

指定建設作業	敷地境界に おける振動 (dB)	作業時間		1 日における 延べ作業時間		同一場所における 連続作業期間		日曜・休日 における作業
		1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	1 号 区域	2 号 区域	
くい打機(もんけんを除く。)、くい 抜機若しくはくい打くい抜機(加圧 式くい打くい抜機を除く。)を使用す る作業又はせん孔機を使用するくい 打設作業	70	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日以内	6 日以内	禁止
さく岩機を使用する作業 (※ 1)								
ブルドーザー、パワーショベル、バ ックホーその他これらに類する掘削 機械を使用する作業 (※ 1)								
空気圧縮機(電動機以外の原動機を 用いるものであって、その原動機の 定格出力が 15kW 以上のものに限る。) を使用する作業(さく岩機の動力と して使用する作業を除く。)	65							
振動ローラー、タイヤローラー、ロ ードローラー、振動プレート、振動 ランマその他これらに類する締固め 機械を使用する作業 (※ 1)	70							
動力、火薬又は鋼球を使用して建築 物その他の工作物を解体し、又は破 壊する作業 (※ 2)	75							
適用除外項目		①②③④		①②				①② ③④⑤
①災害その他非常の事態の発生により、当該指定建設作業を緊急に行う必要がある場合 ②人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に当該指定建設作業を行う必要がある場合 ③鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため、当該指定建設作業を行う必要がある場合 ④道路法の規定に基づく道路の占用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付された場合 並びに道路交通法の規定に基づく道路の使用の許可及び同法の規定に基づく協議においてこの表各号の定めと異なる条件が付 された場合 ⑤電気事業法施行規則に規定する変電所の変更の工事として行う指定建設作業であって当該指定建設作業を行う場所に近接する 電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該指定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため 特に当該指定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合及び商業地域であって、周囲の状況等から知事が当該指定建 設作業を日曜日その他の休日に行わせても地域環境の保全に支障がないと認めた場合								

- ※ 1 1 号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定めら
れていない地域、工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、
特別養護老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m 以内の区域
- ※ 2 2 号区域：工業地域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人
ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域を除く区域
- ※ 3 (※ 1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない
作業に限る。
- ※ 4 (※ 2) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない
作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。
- ※ 5 は、本事業において該当する箇所を示す。

8.1.2 予測

(1) 予測事項

ア 工事の施行中

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動、仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動とした。

イ 工事の完了後

列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動とした。

(2) 予測の対象時点

ア 工事の施行中

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の予測の対象時点は、工種ごとに建設機械の稼働台数が最も多くなる時点とした。

仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測の対象時点は、仮線の設置後における通常の列車運行状況となる時点とした。

イ 工事の完了後

列車走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測の対象時点は、工事の完了後における通常の列車運行状況となる時点とした。

(3) 予測地域及び予測地点

ア 工事の施行中

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音及び建設作業振動の予測地域は、建設機械が地上で稼働する工事区域周辺とした。

建設作業騒音の予測地点は、「騒音規制法」及び「環境確保条例」に基づき、工事敷地境界上の地上からの高さが1.2mの地点とした。

建設作業振動の予測地点は、「振動規制法」及び「環境確保条例」に基づき、工事敷地境界上の地盤面とした。

仮線区間の列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測地点は事業区間周辺とし、
図 8.1.2-1 に示す地点のうち、仮線が敷地境界に近づく5測線（R-2、R-3、R-4、R-7及びR-8）とした。

なお、仮線は現在線に隣接する土地に敷設する計画であり、工事箇所においては工事用仮囲いを設置することとしており、予測地点は、この地域を代表する地点を想定した。

各測線の予測地点は、鉄道騒音については、計画線最寄り軌道中心から原則として、水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの位置とした。鉄道振動については、計画線最寄り軌道中心から原則として、水平方向に12.5mの地盤面とした。

イ 工事の完了後

工事の完了後における列車の走行に伴う鉄道騒音及び鉄道振動の予測地域は、事業区間周辺とし、予測地点は、図 8.1.2-1 に示す 9 測線(R-1～R-9)とした。

各測線の予測地点は、鉄道騒音については、計画線最寄り軌道中心から原則として、水平方向に 12.5m、地上からの高さが 1.2m の位置とした。鉄道振動については、計画線最寄り軌道中心から原則として、水平方向に 12.5m の地盤面とした。